

平成三十一年二月八日受領
答 弁 第 二 号

内閣衆質一九八第二号

平成三十一年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出フルカラーの地方版図柄入りナンバープレートについて地方議員が交付を受けることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出フルカラーの地方版図柄入りナンバープレートについて地方議員が交付を受けることに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、いわゆる金のかかる選挙を是正するという公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定の趣旨との関係をはじめ、同条の規定の適用を除外する寄附の範囲、その金額など様々な論点が考えられることから、各党各会派において十分に御議論いただくべき問題であると考えている。